

異議の決定

異議2013-900069

東京都千代田区神田佐久間町3-34-1-502
商標権者 ナゲット株式会社

東京都新宿区西落合1丁目7番地12号 西落合ハイツ202
代理人弁理士 堤 裕一郎

東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館 811号
商標異議申立人 樽井 良和

登録第5544516号商標の商標登録に対する登録異議の申立てについて、次のとおり決定する。

結 論

登録第5544516号商標の商標登録を取り消す。

理 由

1 本件商標

本件登録第5544516号商標（以下「本件商標」という。）は、「オタク婚活」の文字を標準文字で表してなり、平成24年1月24日に登録出願、第45類「結婚又は交際を希望する者への異性の紹介、インターネット上でのウェブサイトを利用した異性の紹介及びこれに関する情報の提供、インターネットを利用した結婚に必要な情報の提供」を指定役務として、同年12月6日に登録査定、同月21日に設定登録されたものである。

2 登録異議の申立ての理由

登録異議申立人（以下「申立人」という。）は、本件商標は、商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第7号に該当し、同法第43条の2第1号により、その登録は取り消されるべきであるとして、その理由を要旨次のように述べ、証拠方法として、甲第1号証を提出した。

（1）商標法第3条第1項第3号について

本件商標は、「オタク」の文字と「婚活」の文字とを結合したものであるところ、「オタク」とは、アニメ・漫画・ゲーム・アイドルなどを愛好する人たちのことを表し、「婚活」とは、結婚活動により理想の相手を見つけ出すことを表すものであるから、「オタク婚活」の文字は、その構成全体として、広い意味でアニメ・漫画・ゲーム・アイドルなどを愛好する人たちの婚活活動を表すものである。

また、「オタク婚活」の文字は、インターネット上で検索すると、上記意味合いを表す文字として、数え切れないほど検索されるので識別力はない。

したがって、本件商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。

（2）商標法第4条第1項第7号について

少子高齢化が進む日本において、「婚活」は、少子化を防止する第一歩の対策の意味合いもあるところ、「オタク婚活」の文字は、婚活においては共有の語であることから、該文字からなる本件商標を一私企業に独占させることは、公益を害するものである。

したがって、本件商標は、商標法第4条第1項第7号該当する。

3 本件商標に対する取消理由

本件商標が商標法第3条第1項第3号に該当するとして、平成25年8月19日付けで通知した本件商標の取消理由は、要旨別掲のとおりである。

4 商標権者の意見

(1) 本件商標の商標法第3条第1項第3号該当性について

ア インターネット情報及び新聞記事情報について

前記3の取消理由(別掲)におけるインターネット情報中、アー(ア)及びアー(イ)には、「オタク婚活」の文字が用いられているが、これが「オタク向けの結婚活動」を示す文字であるのか、それとも、商標権者の商標を示すものであるのかを区別することができず、また、同取消理由における新聞記事情報には、「オタク婚活」の文字が用いられていないことからすれば、これらの情報をもって、「オタク婚活」の文字が「オタク向けの結婚活動(オタクの婚活)」を示す語として用いられていた実情の根拠とするには不十分である。

イ その他の証拠文献について

上記ア以外の証拠文献において、たとえ、「オタク婚活」の文字が、「オタク向けの結婚活動(オタクの婚活)」を示す語として用いられているとしても、該文字は、広辞苑や大辞林、現代用語の基礎知識等に掲載されておらず、一般的に普及されているものとはいえない。

ウ 「〇〇(対象者)」の文字と「婚活」の文字との結合の意味について

「婚活」の語の前にその対象者を表す語を結合すると、「〇〇(対象者)向けの結婚活動」を意味する語となるという慣行があると一般的に認められない。

エ 小括

以上より、本件商標が「オタク」と「婚活」を結合して一連に表したものであるとしても、一般需要者が本件商標を初めて見た場合、「オタク向けの結婚活動」という意味を有する文字と認識せず、「オタク婚活」を造語として認識することが一般的である。

したがって、本件商標は、識別力を有する商標であり、商標法第3条第1項第3号には該当しない。

(2) 本件商標の商標法第3条第2項該当性について

商標権者は、2011年6月頃から本件商標を用いた事業を展開し、東京の日本橋、新宿、池袋及び秋葉原のほか、京都や大阪でもオタク婚活パーティーを開催しており、2013年9月現在、開催数は630回を数え、延べ25,200人もものが利用している。該パーティーは大変人気があり、仙台、新潟、名古屋、福岡でも開催が予定されている。

そして、商標権者は、本件商標を用いてインターネットを利用した事業も展開しており、登録者数は、2013年9月現在、1,500人を超えている。

また、商標権者の上記各事業は、以下のア～エのとおり、多数のメディアで大きく取り上げられたほか、インターネット上でも多数掲載されて、注目を集めていることに加え、商標権者は、本件商標の登録後、「オタク婚活」が、登録商標であることをウェブサイトにおいて明示して事業を展開していることから、本件商標は、商標権者の商標として全国的に周知なものとなっている。

したがって、本件商標は、商標法第3条第2項の要件を満たしているものである。

ア テレビ放送(乙1)

2012年5月31日、全国ネット放送のフジテレビの番組「とくダネ!」(平均視聴率は、10%程度)において、商標権者の事業が報道され、「オタク婚活」の文字が大きく紹介された。

イ 新聞報道(乙2)

2012年6月4日付けの日経流通新聞(発行部数は、25万部超)において、商標権者の事業が取り上げられた。

ウ 雑誌等(乙3～乙10)

2012年6月15日号の週刊朝日(発行部数は、21万部超)において、商標権者の事業に係る記事が掲載された(乙3)ほか、多数の雑誌等で該事業が取り上げられた(乙4～乙10)。

エ インターネット(乙11)

インターネット上の「J-CASTニュース(2011年6月19日)」、「Japan Internet.com(2011年6月10日)」、「婚活ナビ(2012年3月24日)」、「アニメイトTV(2012年11月30日)」、「ニコニコニュース(2012年5月31日)」、「メンジョイ!

(2012年10月23日)」及び「Rocket Punch News(2011年9月26日)」(以上は、本件商標の登録査定日以前に掲載であることが分かる情報)ほかの各ウェブサイトにおいて、商標権者の事業が多数掲載された。

5 当審の判断

(1) 商標法第3条第1項第3号該当性について

本件商標について通知した前記3(別掲)の取消理由は、妥当なものと認められるから、本件商標の登録は、商標法第3条第1項第3号に違反してされたものといわなければならない。

(2) 取消理由に対する商標権者の意見に対して

商標権者は、本件商標は、識別力を発揮し得る商標であると主張しているが、以下のア及びイに示すとおり、いずれも採用することができない。

ア 商標法第3条第1項第3号該当性について

商標権者は、「オタク婚活」の語が、新聞記事情報、広辞苑、大辞林及び現代用語の基礎知識等に不掲載であるから、該語が「オタク向けの結婚活動」を示す用語として一般的に普及しているとはいえない旨主張している。

併せて、商標権者は、「婚活」の語の前にその対象者を表す語を結合すると、「〇〇(対象者)向けの結婚活動」を意味する語となるという慣行があると一般的に認められないから、たとえ本件商標が「オタク」と「婚活」の各文字を結合して一連に表したものであるとしても、これに接した一般需要者が「オタク向けの結婚活動」という意味を有する文字と認識せず、造語として認識することが一般的である旨主張している。

しかしながら、本件商標の登録査定時において、「オタク」及び「婚活」の各語の有する意味は、前記3の取消理由(別掲)において示したとおりであって、該各語を結合して一連に表したにすぎない本件商標に接する取引者、需要者は、該両語の有する意味から、本件商標が、「オタク向けの結婚活動(オタクの婚活)」の意味合いを表したものであると認識、理解するとみてもなんら不自然ではないこと及び、本件商標の登録査定時において、実際にオタクと称される人達向けの「結婚するための活動(婚活)」の機会や場を提供する事業等が一般に行われており、該活動を示す用語として、「オタク婚活」の文字(語)が用いられていた実情を併せ考慮すると、「オタク」及び「婚活」の各語を一連に書してなる本願商標からは、「オタクの婚活(オタクの結婚するための活動)」の意味合いをもって取引者、需要者に認識されるにとどまっていたものとみるのが相当である。

してみれば、本件商標は、これをその指定役務に使用するときには、その役務の質(内容)・用途を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標といわなければならない。

したがって、本件商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。

なお、ある商標が、「役務の質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当するというためには、該商標に接する取引者、需要者が、役務の質を表示したものと一般に認識することをもって足りるというのが相当であるから、たとえ「オタク婚活」の語そのものが、新聞記事情報、広辞苑、大辞林及び現代用語の基礎知識等に不掲載であるとしても、これをもって本件商標が識別力を有しているものということにはならない。

イ 本件商標の商標法第3条第2項該当性について

商標権者は、本件商標を用いた事業として、2011年6月から2013年9月までの間、東京の日本橋、新宿、池袋及び秋葉原のほか、京都や大阪でも630回の婚活パーティーを開催(延べ25,200人利用)したこと、また、インターネットを利用した事業も展開し、そこには、本件商標の登録後、これが登録商標である旨を明示していること、さらには、多数のメディアに商標権者の事業が大きく取り上げられたこと等から、本件商標は、商標権者の商標として全国的に周知なものとなっているとし、本件商標の登録査定日以降の状況を含めた乙各号証を提出し、本件商標は、商標法第3条第2項の要件を満たしており、自他役務の識別力を発揮し得る商標である旨主張している。

しかしながら、商標権者の提出に係る乙各号証によれば、商標権者が2011年6月から「オタクの婚活(オタクのための結婚するための活動)」に係る事業を開始し、2012年の5月及び6月には、1のテレビ番組及び新聞、並びに少数の雑誌において、該事業の紹介がされたほか、2011年6月以降、複数のウェブサイト上に該事業に関する記事が掲載さ

れたこととはうかがえるものの、その内容は、主に商標権者が「オタクの婚活（オタクのための結婚するための活動）」のためのパーティーを開催していること及びその開催に係る「アルエラ」と称するウェブサイトを運営していることの紹介にとどまるものであり、また、商標権者が主張するパーティーの開催数等の実績を具体的に裏付ける事実は見いだせない。

さらに、前記3の取消理由（別掲）において示した事実によれば、本件商標の登録査定時（平成24年12月6日）前において既に、オタク向けの婚活の機会や場を提供する事業等が一般に行われ、該婚活を示す用語として、「オタク婚活」の文字が用いられていた実情が認められる。

してみれば、本件商標が使用された結果、その登録査定時において、本件商標が商標権者の業務に係る役務を表示するものとして、需要者が認識するに至っていたと認めることができないものといわざるを得ない。

したがって、本件商標は、商標法第3条第2項に該当するものと認めることができない。

（3）まとめ

以上のとおり、本件商標の登録は、商標法第3条第1項第3号に違反してされたものといわざるを得ないから、同法第43条の3第2項により、その登録を取り消すべきものである。

よって結論のとおり決定する。

平成25年11月22日

審判長	特許庁審判官	水茎 弥
	特許庁審判官	梶原 良子
	特許庁審判官	田中 敬規

別掲（取消理由）

1 申立人の提出に係る証拠（甲1）及び当審において職権をもって調査した結果によれば、以下のインターネット情報及び新聞記事情報が認められる。

ア インターネット情報

（ア）「YAHOO! JAPAN知恵袋」においては、「自分は同人作家（女）です。結婚を考えてオタク婚活を何度かしたのですが、・・・。」及び「質問日時：2011/11/1・・・」と記載されている（甲1の2枚目の2番目に相当）。

(detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question.../q1374577413)

（イ）「YAHOO! JAPAN知恵袋」においては、「オタク婚活が気になります。わたしは20歳のアニメ・漫画が好きな女です。・・・オタク婚活はハードルが高いでしょうか?・・・」及び「質問日時：2012/3/12・・・」と記載され、その回答として、「・・・

『オタク婚活で気の合う人を見つけるぞ!』くらいの感じで楽しむ感じで行くべきです。」及び「詳しいことは私も知りませんが、この間、夕方の地方ニュース番組の特集で、『オタクの婚活』の話をしていました。」並びに、そのいずれにも、「回答日時：2012/3/13・・・」と記載されている（甲1の2枚目の4番目に相当）。

(http://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q1483353494)

（ウ）「テレビのブログ」においては、「オタク婚活パーティーに31歳の女性が参加 | スーパーJチャンネル」のタイトルの下、「田中さんが参加したのは『I'm Single オタク婚活パーティーEX』です。・・・」及び「2012-02-28・・・」と記載されている。

(<http://tv-blog.blog.so-net.ne.jp/2012-02-28-4>)

（エ）「にほんブログ村」においては、「オタクはオタク同士で結婚したほうがいいのか?」のタイトルの下、「最近、『オタク婚活』なる婚活サイトやお見パが流行っているようですね。・・・」及び

「2012/07/16・・・」と記載されている。

(<http://www.blogmura.com/profile/00968633.html>)

（オ）「せつな日記」においては、「2012年9月4日（火）」付けで、

「オタク婚活に行ってみた」のタイトルの下、「とりあえず、先日、オタク婚活に行ってみました。以前、あるオタク婚活サイトに申し込んでみたんですけど、・・・」と記載されている。

(<http://setuna-chi.moe-nifty.com/blog/2012/09/post-badc.html>)

(カ)「ウーマンエキサイト」においては、「婚活に疲れた女子が知っておくべき、オタク男子の魅力とは?!【オタク婚活 前編】」のタイトルの下、2012年12月7日・・・」及び「合コンや婚活で・・・の皆さんにとっては、オタク婚活パーティーの濃さと本気さは一見の価値ありだ。」と記載されている。

(http://woman.excite.co.jp/article/love/rid_E1354511167107/)

(キ)「JCASTニュース」においては、「『オタク婚活』サイトが急増 オタク同士なら理解し合える」のタイトルの下、「2011/6/19・・・」及び「オタクな男女を結びつける『婚活サイト』が増えている。一般の婚活の場では敬遠・・・」と記載されている。

(www.j-cast.com/2011/06/19098231.html?p=all)

(ク)「働くモノニュース：人生VIP職人ブログwww」においては、「鷲宮のオタク婚活、7組のカップル誕生 成立率は35%」のタイトルの下、「2010/11/29(月)・・・」及び「アニメ『らき☆すた』の“聖地”埼玉県久喜市鷲宮地区で開かれたオタク男女の出会いの場を提供するイベント」と記載されている。

(<http://workingnews.blog117.fc2.com/blog-entry-3432.html>)

(ケ)「オタク婚活ガイド」においては、「オタクの婚活パーティーがキテる」のタイトルの下、「2011年頃からオタク向けの婚活パーティーやイベントが、盛んに行われるようになりました。」及び「・・・いまオタク婚活パーティーは大盛況。予約抽選待ちというケースだってあります。」と記載されている。

(<http://happyomi.com/>)

(コ)「サーチナ」においては、「『らき☆すた』の聖地でオタク婚活パーティー!!」のタイトルの下、「【社会ニュース】2010/11/01(月)・・・」及び「・・・埼玉県久喜市鷲宮地区で参加者をオタクに限定した・・・婚活イベント・・・が実施されます!!」と記載されている。

(http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2010&d=1101&f=national_1101_011.shtml)

イ 新聞記事情報

(ア)「東京新聞」(2010年11月23日朝刊)においては、「オタクの恋求め殺到 28日“聖地”久喜で婚活イベント」の見出しの下、「・・・町おこしに取り組む埼玉県久喜市鷲宮地区の商工会が、・・・“オタク限定”の婚活イベントを企画したところ、定員40人を大幅に上回る501人から参加申し込みがあった。・・・」と記載されている。

(イ)「静岡新聞」(2010年11月18日夕刊)においては、「オタク限定の婚活に応募殺到一埼玉・旧鷲宮町」の見出しの下、「・・・埼玉県の旧鷲宮町(現久喜市)でオタク限定の“婚活”パーティーが企画され、男女各20人の定員に約500人の応募が殺到し、・・・」と記載されている。

2 「オタク」及び「婚活」について

「オタク」とは、「俗に、特定の分野・物事を好み、関連品または関連情報の収集を積極的に行う人。狭義には、アニメーション・テレビゲーム・アイドルなどのような、やや虚構性の高い世界観を好む人をさす。・・・一九八〇年代中ごろから使われる語。」(2006年10月27日、株式会社三省堂発行、「大辞林 第三版」)や、「個人の趣味に没頭し、異常な執着を見せる人物やふるまいを指す。1980年代前半に生まれた言葉で、元はマンガやアニメなど特定の趣味について使われたが、普及の過程で意味が拡大・変容し、現在では『マニア』とほぼ同じ・・・」(2011年1月1日、株式会社自由国民社発行、「現代用語の基礎知識」)の意味を有する語として、また、「婚活」は、「結婚するための活動」の意味を有する語(前出、「現代用語の基礎知識」)として、いずれも、一般に知られ、用いられているものである。

そして、本件商標は、上記「オタク」及び「婚活」の両語を結合して一連に表したとみるのが自然というべきである。

3 本件商標「オタク婚活」について

前記1において示した事実によれば、本件商標の登録査定日（平成24年12月6日）前において既に、いわゆるオタクと称される人達向けの「結婚するための活動（婚活）」の機会や場を提供する事業等が一般に行われていたことがうかがわれ、そのオタク向けの結婚するための活動（オタクの婚活）を示す用語として、「オタク婚活」の文字（語）が用いられていた実情が認められることから、これらの実情にかんがみれば、本件商標を構成する「オタク婚活」の文字は、「オタクの婚活（オタクの結婚するための活動）」の意味合いをもって取引者、需要者に認識されるにとどまるとみるのが相当である。

してみると、結婚するための活動（婚活）を支援するために提供されると認められる本件商標の指定役務との関係においてみれば、本件商標は、いわゆるオタクと称される人達向けの婚活の支援（情報の提供等）の意をもって、当該役務の質（内容）・用途を表したと認識されるにすぎないものというべきである。

以上よりすれば、本件商標をその指定役務に使用するときには、本件商標は、役務の質（内容）・用途を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標というべきであるから、自他役務の識別標識としての機能を果たし得ないものであり、商標法3条1項3号に該当するものである。

したがって、本件商標の登録は、商標法3条1項3号に違反してされたものといわざるを得ない。

（行政事件訴訟法第46条に基づく教示）

この決定に対する訴えは、この決定の謄本の送達があった日から30日（附加期間がある場合は、その日数を附加します。）以内に、特許庁長官を被告として、提起することができます。

（この書面において著作物の複製をしている場合のご注意）

特許庁は、著作権法第42条第2項第1号（裁判手続等における複製）の規定により著作物の複製をしています。取扱いにあたっては、著作権侵害とならないよう十分にご注意ください。

〔決定分類〕 T 1 6 5 1 . 1 3 - Z (W 4 5)

審判長	特許庁審判官	水 荃 弥	7385
	特許庁審判官	梶原 良子	7551
	特許庁審判官	田中 敬規	8036